

国立大学法人名古屋工業大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業務評価の結果及び役員の職務実績に応じ、学長がその額の100分の10の範囲内でこれを増減額することができるとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	改定なし
理事	改定なし
理事(非常勤)	改定なし
監事	改定なし
監事(非常勤)	改定なし

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)		就任	退任	
法人の長	千円 18,883	千円 11,928	千円 5,307	千円 1,431 217	(地域手当) (通勤手当)		
A理事	千円 16,146	千円 10,116	千円 4,501	千円 1,213 316	(地域手当) (通勤手当)		※
B理事	千円 12,701	千円 7,848	千円 3,492	千円 941 420	(地域手当) (単身赴任手当)		◇
C理事 (非常勤)	千円 4,470	千円 4,470	千円 0	千円 0	()		
A監事 (非常勤)	千円 1,020	千円 1,020	千円 0	千円 0	()		
B監事 (非常勤)	千円 1,000	千円 1,000	千円 0	千円 0	()		

注1:「地域手当」とは、民間賃金の高い地域に在勤する役員に支給されるものである。

注2:「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者、「◇」は、役員出向者であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事A						該当者なし	
理事B						該当者なし	
理事C (非常勤)						該当者なし	
監事A (非常勤)						該当者なし	
監事B (非常勤)						該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

国立大学法人名古屋工業大学における中期目標・中期計画の実施における組織の再編、可能な限りの電子化、外部委託の推進による人員配置の見直し及び合理化を図り、人件費の抑制に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与の水準については、人事院勧告を参考にし、国家公務員の給与水準を考慮し決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務評定等における勤務成績を昇給、昇格及び勤勉手当の成績率に反映させる。また、教育職員においては、教員評価結果を昇給の参考資料として用いている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	6月1日及び12月1日の基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合に基づき支給される。
昇給	毎年1月1日に同日前1年間に於ける勤務成績に応じ、号俸数を昇給させることができる。
昇格	勤務成績が良好で、必要経験年数、必要在級年数等の基準を満たしたものは1級上位の級に昇格させることができる。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

- ・教育特別手当の廃止
- ・衛生管理者(併任)に係る産業医等手当を月額1,000円から3,000円へ上げた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	478	46.1	8,716	6,249	128	2,467
事務・技術	146	43.4	6,304	4,623	138	1,681
教育職種 (大学教員)	330	47.3	9,796	6,977	123	2,819
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					
その他	2					

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	61.8	3,601	3,036	148	565
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	4	61.8	3,601	3,036	148	565
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					

〔年俸制適用者〕

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	14	36.9	6,008	6,008	68	0
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	該当者なし					
特任研究員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	12	32.8	5,886	5,886	56	0
特任専門員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:在外職員区分、任期付職員区分及び非常勤職員区分は該当者がいないため省略。

年俸制適用者の常勤職員区分、在外職員区分、再任用職員区分及び非常勤職員は該当者がいないため省略。

注3:常勤職員のその他とは、看護師の職務である。

注4:常勤職員のその他については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

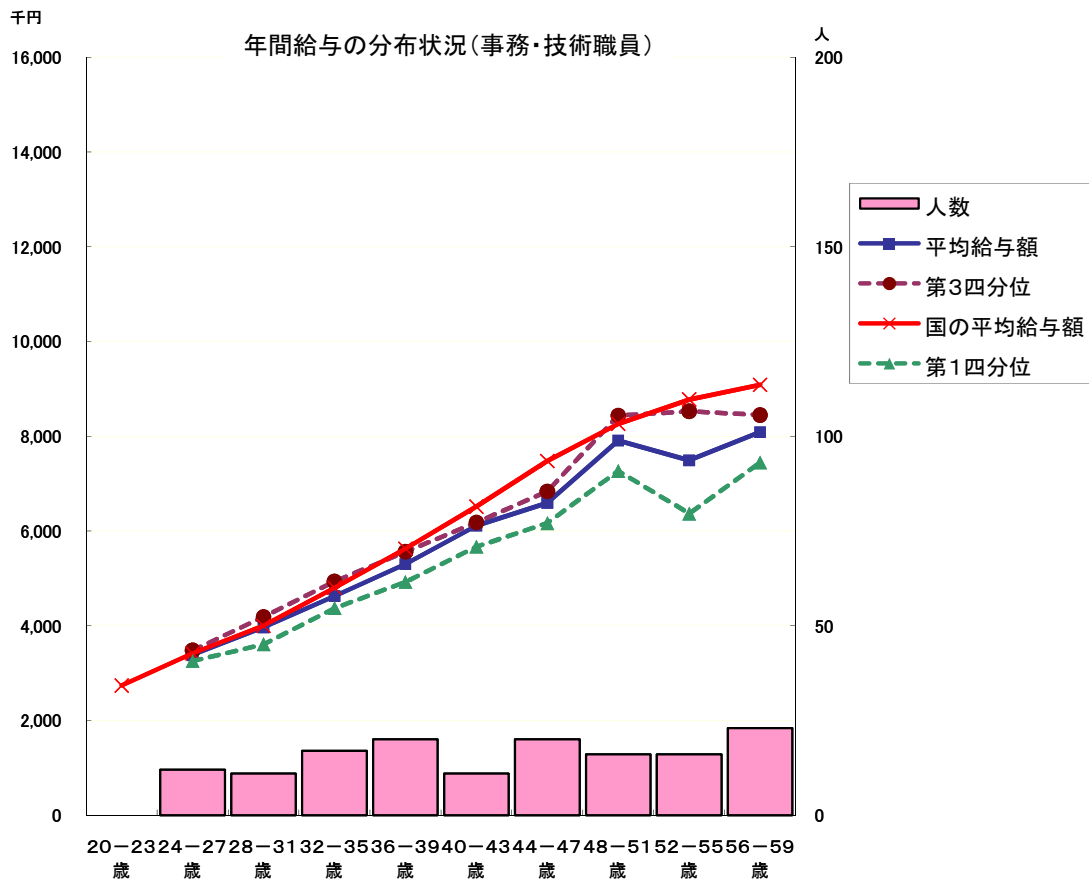
注5:「特任研究員」とは、高度の専門的な知識又は豊富な経験が特に必要と認められるプロジェクト等の研究を遂行するために、外部資金若しくは競争的資金の経費により、一定の期間雇用する者をいう。

注6:「特任専門員」とは、高度の専門的な実務知識又は豊富な経験を活用することが特に必要と認められる業務を遂行するために、外部資金若しくは競争的資金の経費により、一定の期間雇用する者をいう。

注7:年俸制適用者の任期付職員区分の特任専門員については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員, 任期付職員及び再任用職員を除く。以下, ⑤まで同じ。]

(事務・技術職員)



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下, ⑤まで同じ。

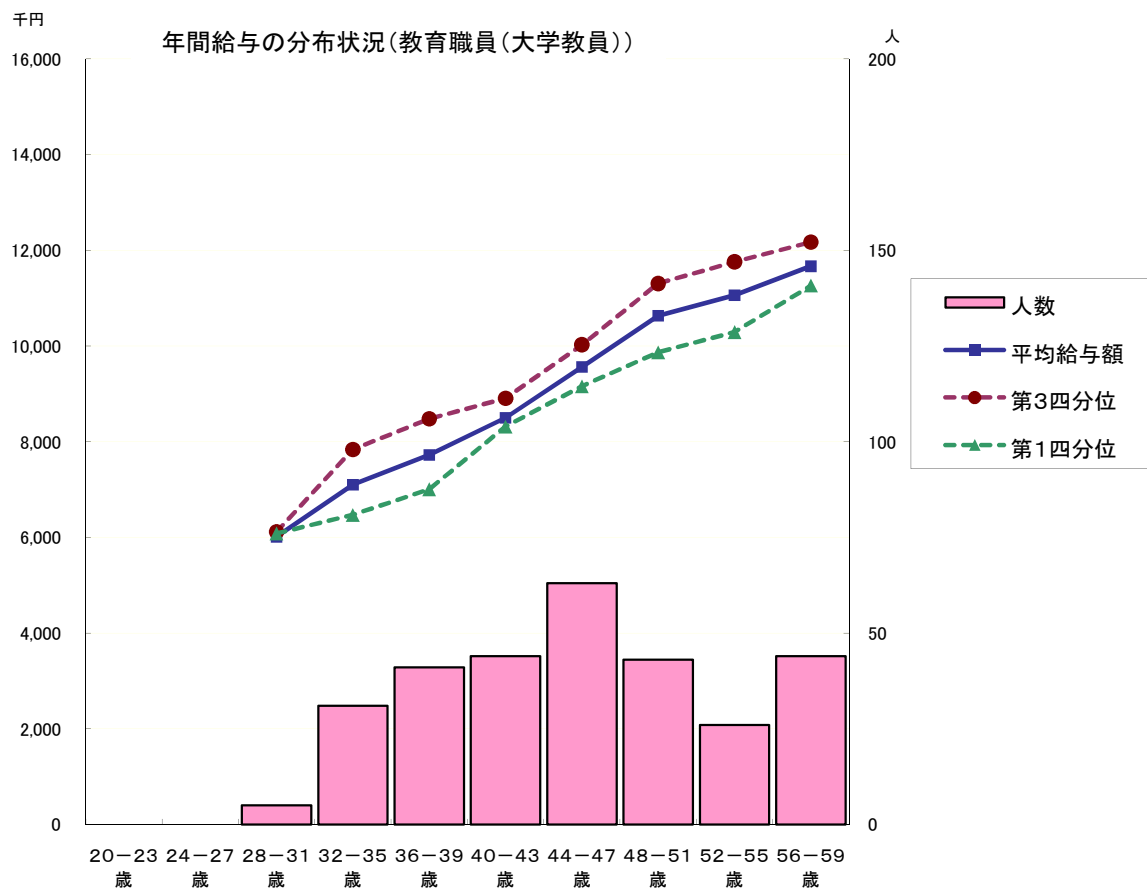
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位	
			第1分位		第3分位	
		人	歳	千円	千円	千円
代表的職位						
部長	3	54.2	—	11,069	—	
次長	2	57.5	—	—	—	
課長	11	52.6	8,443	8,708	8,943	
主幹(課長補佐相当)	17	51.8	7,660	7,987	8,364	
係長	63	47.3	5,767	6,411	6,931	
主任	11	38.0	4,527	4,955	5,067	
係員	39	30.9	3,493	4,082	4,441	

注:部長の該当者は3人のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

注:次長の該当者は2人のため, 当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから, 年間給与額の平均は表示していない。

(教育職員(大学教員))



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
教授	143	54.2	10,816	11,451	12,091
准教授	137	43.5	8,509	8,898	9,359
助教	50	37.8	6,355	6,709	7,037

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分	計	10級	9級	8級	7級	6級	5級
標準的な職位		局長	局長	部長	部長	課長	課長
人員 (割合)	146 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	3 人 (2.1%)	5 人 (3.4%)	12 人 (8.2%)
年齢(最高～最低)					59～49	59～50	59～40
所定内給与年額(最高～最低)					8,261～ 7,494	6,752～ 6,355	6,719～ 6,016
年間給与額(最高～最低)					11,421～ 10,601	9,248～ 8,699	8,943～ 8,134

4級	3級	2級	1級
主幹(課長 補佐相当)	係長 主任	主任 係員	係員
26 人 (17.8%)	55 人 (37.7%)	29 人 (19.9%)	16 人 (11.0%)
59～44	57～32	48～28	32～24
6,271～ 4,824	5,274～ 3,323	4,146～ 2,801	2,902～ 2,062
8,435～ 6,817	7,265～ 4,601	5,522～ 3,855	3,877～ 2,815

(教育職員(大学教員))

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		教授	教授	准教授	准教授	助教	助手
人員 (割合)	330 人 (0.0%)	0 人 (0.0%)	143 人 (43.3%)	136 人 (41.2%)	1 人 (0.3%)	50 人 (15.2%)	0 人 (0.0%)
年齢(最高～最低)			62～43	62～32		60～30	
所定内給与年額(最高～最低)			10,328～ 6,368	7,640～ 4,833		5,925～ 4,072	
年間給与額(最高～最低)			14,660～ 9,013	10,669～ 6,667		8,062～ 5,635	

注:3級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 67.8	% 66.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 32.2	% 33.9
	最高～最低	% 49.2 ～ 31.6	% 42.3 ～ 28.8	% 44.3 ～ 30.1
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.3	% 68.4	% 66.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.7	% 31.6	% 33.1
	最高～最低	% 39.9 ～ 31.6	% 36.8 ～ 28.6	% 38.3 ～ 30.2

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.3	% 66.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.5	% 32.7	% 34.0
	最高～最低	% 39.7 ～ 32.5	% 36.8 ～ 29.7	% 37.9 ～ 31.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 65.5	% 68.7	% 67.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 34.5	% 31.3	% 32.9
	最高～最低	% 39.9 ～ 32.1	% 36.8 ～ 29.1	% 37.4 ～ 30.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

91.7

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

106.1

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

109.1

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 91.7	
	参考	地域勘案 91.3
		学歴勘案 89.9
	地域・学歴勘案 90.5	
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 52.5% (国からの財政支出額 6,351百万円, 支出予算の総額 12,097百万円:平成20年度予算)</p> <p>【検証結果】 平成20年度予算における支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は52.5%であるが、対国家公務員の給与水準指数は91.7である。 また、平成19年度決算における累積欠損額は無い。 以上のことから、給与は適切な水準である。</p>	
講ずる措置	引き続き人員配置の見直し及び合理化を図り、人件費の抑制をおこない、給与水準の維持に努める。	

教育職員(大学職員)と国家公務員との給与水準の比較指標 106.9

注: 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成20年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

III 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年 度)	前年度 (平成19年 度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 4,773,838	千円 4,850,444	千円 (%) △76,606 (△1.6)	千円 (%) △144,110 (△2.9)
退職手当支給額 (B)	千円 491,462	千円 518,194	千円 (%) △26,732 (△5.2)	千円 (%) △82,826 (△14.4)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 718,922	千円 669,901	千円 (%) 49,021 (7.3)	千円 (%) 90,813 (14.5)
福利厚生費 (D)	千円 614,636	千円 626,293	千円 (%) △11,657 (△1.9)	千円 (%) △31,428 (△4.9)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 6,598,858	千円 6,664,832	千円 (%) △65,974 (△1.0)	千円 (%) △167,551 (△2.5)

注：「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

：「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額が対前年度比1.6%減少した要因としては、欠員補充の抑制によるものである。
- ・退職手当支給額が前年比5.2%減少した要因としては、定年退職者等の人員減によるものである。
- ・結果として、最広義人件費については、対前年度比1.0%の減少となった。
- ・行革推進法、「行政改革の重要方針」による人件費削減の取り組みについては、4%の人件費削減を図るため、人事企画院の下ワーキンググループにて、定年退職教員の再雇用および再雇用教員の給与抑制による人件費削減を図ることとし、定年退職教員の再雇用制度(職務内容・身分・給与等)について検討している。
- ・平成18年度、平成19年度の給与、報酬等支給総額、人件費削減率、人件費削減率(補正值)は、下記のとおりである。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	5,066,295	4,893,136	4,850,444	4,773,838
人件費削減率 (%)		△3.4	△4.3	△5.8
人件費削減率(補正值) (%)		△3.4	△5.0	△6.5

・「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年度の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%である。

・基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし